

光警報装置に係る受託評価について

平成27年5月22日
警報設備部報知設備課

日本消防検定協会（以下「協会」という。）では、平成26年度第2回予防行政のあり方に関する検討会（平成27年3月30日開催）において公表された「光警報装置の設置に係るガイドライン」に基づき、「光警報装置」に係る受託評価を行うための検討を進めているところです。

光警報装置は、大規模な空港、駅等や聴覚障がい者センター等の聴覚障がい者が使用する頻度の高い防火対象物又はその部分に設置することが望ましいものとされ、自動火災報知設備の受信機の地区音響鳴動装置から発せられた信号を受信して光により火災の発生を報知するものです。

検討を進めている光警報装置の受託評価では、既にISO規格（ISO7240-23）化されている基準を含めた内容で、「(仮)光警報装置等の品質評価細則」等の関連する規程の整備を行います。

これらの規程案の内容が決まった段階で、検定等技術協議会を開催し、受検希望者に情報を提供することとしております。